

検察審査会とは？

検察審査会制度は、刑事手続きの中に国民の意見を反映させ、よりよい刑事司法を実現するために設けられたもので、検察官が事件を裁判にかけなかったことのよしあしを、選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。

事件等を起こした人が「不起訴処分」となったことに納得いかない場合は、犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人がその処分について検察審査会に審査を求めることができます。審査の申し立てに費用はかかりません。

検察審査員は、毎年、市区町村選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている方の中からくじで選ばれる「検察審査員候補者」から選ばれます。検察審査員候補者や検察審査員に選ばれた方には、検察審査会事務局から通知が届きます。

詳しくは、検察審査会のホームページ (<http://www.courts.go.jp/kensin/>) をご覧ください。

◆問い合わせ先

仙台検察審査会事務局 ☎222-4750



情報コーナー

冬山遭難及び雪害被害の防止

【入山される方へ】

- ・登山届は必ず提出しましょう。
- ・安易な入山は避け、十分な準備と慎重な行動を心掛けましょう。
- ・山スキーも十分な準備と登山届を忘れずに提出しましょう。

【万が一の遭難に備えて】

- ・冬山では、目立つ色の服装を着用しましょう。
- ・予備食、予備の防寒着、携帯電話、予備電池などの非常用品を必ず携行しましょう。
- ・夜間に行動せず、明るくなってから捜索ヘリコプターから見えやすい、開けた場所で救助を待つようにしてください。

【雪害被害の防止】

- ・除雪作業中の転倒、転落事故に注意しましょう。
- ・気象情報を把握し、悪天候時には不要不急の外出を控えましょう。
- ・食料や懐中電灯などの非常用品を準備しておきましょう。
- ・車両の立ち往生時に備え、防寒着、毛布などを準備しておきましょう。
- ・立ち往生し車両内で待機する時は、一酸化炭素中毒防止のため、マフラー付近の除雪を行いましょう。

◆問い合わせ先

大和警察署地域課内山岳遭難防止対策協議会
大和支部 ☎345-0101

聴覚障害・言語障害のある方へ 緊急通報「110番アプリ説明会」

聴覚や言語に障害があって通話ができない方のための緊急通報「110番アプリ」について、アプリの概要や操作方法、留意点などについての説明会を開催します。

アプリの登録は、申請書などは不要でスマートフォン等から自分でできますが、「操作が不安…」という方は、教えてもらいながら登録できます。お使いのスマートフォンや携帯電話をご持参ください。手話通訳と要約筆記が付き、事前申し込みは不要です。

なお、盲ろう者に必要な通訳・介助（音声・筆記・接近手話・触手話・手のひら書き、点字）のほかヒアリングループ（磁気ループ）などの情報保障が必要な方は2週間前までに申し込みください。

◆日時 2月17日（月）午後1時30分～3時30分

◆場所 宮城県聴覚障害者情報センター

◆内容 宮城県警職員によるアプリの説明と希望する方の登録を行います。
スマートフォンや携帯電話をご持参ください。

◆問い合わせ・申込先 宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）

☎393-5501 FAX393-5502

メール info@mimisuppo-miyagi.org



国民年金だより

ご存じですか？国民年金保険料「産前産後免除」

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産された方を対象に、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される制度があります。



◆対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方。

◆届出に必要なもの

- ・年金番号又はマイナンバーのわかるもの
- ・印鑑
- ・母子手帳

※出産後に届け出をする場合で、被保険者と子が別世帯の場合、出生証明など出産日及び親子関係を確認できる書類（市区町村で出産日等が確認できる場合は不用です。）

◆国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

免除期間は、保険料を納めた期間として扱われます。

他の免除期間と重複する場合は、産前産後期間が優先されます。

◆届け出について

出産予定日の6カ月前から行うことができます。

原則として、出産予定日に変更になった場合でも、変更の手続きを行う必要はありません。

ただし、出産予定日で届け出を行った場合でも、出産予定日を基準とした産前産後期間より実際の出産日を基準とした産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届け出を行いその後多胎であることが判明した場合は、産前産後期間の変更手続きを行うことができます。

【申請先】

住民登録している市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

【申請書類】

申請書は、年金事務所又は役場の国民年金の窓口へ備え付けています。

また、日本年金機構ホームページからもプリントアウトすることができます。



年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

令和元年10月より始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構又は、市区町村の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報を教えないようご注意ください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所（仙台市青葉区宮町4-3-21）☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512